

「北洋銀行通帳アプリ」 利用規定

(2023年1月4日 現在)

「北洋銀行通帳アプリ」利用規定（以下、本規定といいます）は、株式会社北洋銀行（以下、当行といいます）がお客さまのスマートフォン（以下、端末といいます）にダウンロードされたアプリケーション「北洋銀行通帳アプリ」（以下、本アプリといいます）を利用して提供する「北洋銀行スマート通帳」（以下、本サービスといいます）を、お客さまにご利用いただく場合の条件を定めたものです。お客さまは、本規定に同意していただいた場合に、本アプリをダウンロードし本サービスをご利用いただけます。

1. 本規定の適用範囲

本規定は、本サービスを利用する方ご本人（以下、利用者といいます）に適用されます。本サービスについては、本規定の定めによるほか、当行が定める以下の取引規定（以下、関連規定といいます）により取り扱います。なお、関連規定と本規定とで差異が生じる場合は、本規定が優先して適用されるものとします。

<関連規定>

普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、（自動継続）期日指定定期預金規定、（自動継続）スーパー定期[自由金利型定期預金（M型）]規定（単利型）、（自動継続）スーパー定期[自由金利型定期預金（M型）]規定（複利型）、自動継続自由金利型定期預金規定、ほくようID利用規定、キャッシュカード規定（個人用）・ICカード特約、デビットカードサービス規定、「Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス」ご利用規定、キャッシュカード規定（法人用）、ほくようWeb口座振替受付サービス規定、北洋ダイレクトご利用規定、北洋ビジネスダイレクトご利用規定

2. 本サービス

- （1）本サービスは、通帳の発行に代えて本アプリにより、後記3の（2）、（3）に定める口座（以下、本サービスご利用口座といいます）で後記6に定める機能をご利用いただくサービスです。
- （2）本サービスにおいては通帳を発行しません。
- （3）当行は、本サービスの全部または一部について、追加、停止、終了ならびにサービス内容および利用条件の変更を行うことがあります。

3. 利用条件等

- （1）本サービスがご利用いただける方は、ほくようIDのユーザー登録のある個人のお客さまとなります。
- （2）本サービスご利用口座は、ほくようIDの代表口座またはサービス利用口座に登録されている必要があります。
- （3）本サービスご利用口座の対象は、前記（2）のうち、キャッシュカードの発行がある普通預金となります。また、普通預金の担保としてセットされた総合口座扱いの定期預金および本サー

ビスご利用前に同一通帳（総合口座通帳）にてお預け入れされている貯蓄預金となります。

- (4) 現在発行済の通帳を本サービスにお切り替えされる場合は、総合口座通帳が対象となります。ただし、別冊通帳扱いおよび別冊証書扱いの総合口座定期預金は対象外となります。
- (5) 本サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。なお、利用時間内であっても、臨時のシステムメンテナンスの実施等により本サービスの全部または一部がご利用できない場合があります。
- (6) 本サービスの利用は無料ですが、本アプリの利用およびダウンロード（本アプリのバージョンアップなどの再ダウンロードを含みます）にかかる通信料はお客さまのご負担となります。
- (7) 本アプリは当行所定の端末でのみ、ご利用いただけます。ご利用いただける環境については、当行ホームページでご確認ください。
- (8) 本サービスご利用口座が以下に該当する場合は、本サービスをご利用いただけません。
 - A. 通帳、印鑑またはキャッシュカードの喪失・盗難手続き中
 - B. マル優限度額が設定されている口座
 - C. その他、当行所定の条件を充たさない場合
- (9) 本サービスでは、ほくようIDのユーザー登録月の6ヶ月前の応答月の1日にさかのぼって明細データを取得し、10年を超えた過去の明細データは1ヶ月単位で閲覧できなくなります。また、閲覧できる明細データは2018年1月1日以降（ほくようIDのユーザー登録日が2023年1月4日以降の場合は、2022年11月1日以降）のものに限ります。それ以前の明細で未記帳明細がある場合は、本サービスのご利用前に通帳記帳を行ってください。
- (10) 現金自動預金・支払機（以下、ATMといいます）取引のうち、通帳を使う以下のお取引ができなくなります。
 - A. 本サービスご利用口座を入金取引とした振替取引
 - B. 本サービスご利用口座の定期預金取引

4. 初回登録

- (1) 本アプリを初めてご利用になる場合、ほくようIDのログインによりご本人確認を行います。そのうえで次の初回登録を行う必要があります。
 - A. 本サービスでご利用になる口座の選択
 - B. 後記5に定めるかんたんログインの設定（任意）
- (2) 初回登録後は(1)で設定したかんたんログインにより、本アプリを利用することができます。かんたんログインの設定を行わない場合は、ほくようIDのログインにより本アプリを利用することができます。
- (3) すでに通帳をお持ちの場合、本アプリの初回登録時点から、本サービスでご利用になる口座の通帳は利用できなくなります。

5. かんたんログイン

- (1) かんたんログインとは、ほくようIDの代わりにお客さまの端末に登録されている生体認証機能または本アプリ専用のパスコードを利用して本アプリにログインする機能のことをいいます。

す。

- (2) 生体認証機能のない端末をご利用の場合、本アプリ専用のパスコードを設定することができます。パスコードとは、お客さまが任意で設定する4桁の数字です。

6. 本サービスの機能

- (1) 本サービスは、本アプリを利用して以下の各機能を提供します。

A. 残高照会

本サービスご利用口座の残高照会ができます。定期預金は預入番号毎の明細が照会できます。

B. 入出金明細照会

普通預金、貯蓄預金の入出金明細の照会ができます。ほくようIDのユーザー登録月の6ヶ月前の応答月の1日にさかのぼって照会することができますが、2018年1月1日より前（ほくようIDのユーザー登録日が2023年1月4日以降の場合は、2022年11月1日より前）のものは照会できません。

C. メモ登録

普通預金の入出金明細にメモの登録ができます。メモは1入出金明細につき20文字まで入力できます。メモに登録した情報は本アプリでのみご利用できます。

D. 口座の追加

初回登録後、本サービスご利用口座を追加する場合は次の方法があります。

なお、次の操作を行った時点から、追加した口座の通帳は利用できなくなります。また、端末の利用者以外の方（以下、「追加利用者」といいます）が本規定に同意し、以下の(B)の操作を行うことができます。その場合、端末の利用者が、追加利用者の本サービスご利用口座についても、本サービスの機能を利用することができます。

(A) 利用者の本サービスご利用口座の中から、追加する口座を選択する方法

(B) 追加利用者が自らのほくようIDでログインし、追加利用者の本サービスご利用口座を追加する方法

E. 明細印刷

本アプリ内で、口座情報（氏名、口座番号）及び取引明細のPDFデータを作成することができます。作成されたPDFデータについてはプリンターでの印刷や、お使いの端末への保存が可能です。

- (2) 本アプリによらず、ブラウザを備えたパソコンまたはスマートフォンを利用して残高照会と入出金明細照会を行うことができます。

7. 利用の停止・解除

- (1) 本サービスの利用停止をご希望の場合、当行本支店の窓口で通帳を発行するお手続きが必要となります。
- (2) 本アプリが利用可能な状態のままほくようIDを退会されると、本サービスは利用できなくなります。通帳の発行が必要なお客さまは(1)のお手続きが必要です。また、本サービスご利用

用口座を解約した場合、当該口座での本サービスの機能は利用できなくなります。

- (3) 成年後見人等の届出を行う場合には、通帳発行によるお取扱いとなりますので、本サービスは利用できなくなります。

8. 禁止事項

- (1) 利用者は本サービスおよび本アプリを自身による利用のみの目的で利用するものとし、本サービスおよび本アプリに基づくお客さまの権利について譲渡、質入れ、第三者の権利を設定すること、第三者に利用させることはできません。
- (2) 利用者は本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・修正・蓄積・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれに類する行為を行ってはなりません。

9. 知的財産権等

本アプリにかかる著作権その他一切の知的財産権は当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。

10. 預金の預入・引出等

- (1) 本サービスご利用口座は、当行本支店の窓口、ATM、インターネットバンキングでお取引いただけます。なお、インターネットバンキングについては別途ご契約が必要となります。
- (2) 当行は、キャッシュカード規定に基づき、窓口で提示されたキャッシュカードが、当行が利用者本人に交付したキャッシュカードであることを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱をいたします。なお、当行が必要と判断した場合は、当行所定の本人確認資料の提示等を求める場合があります。
- (3) 窓口で現金、手形、小切手等を入金する場合は、当行所定の入金票に記入してこの預金口座のキャッシュカードとともに提出してください。なお、キャッシュカードがない場合の現金の入金は振込扱いとなり、振込手数料がかかる場合があります。
- (4) 本アプリでご利用になる預金口座を解約する場合は、当行所定の解約依頼書にお届印により記名押印して、この預金口座のキャッシュカードとともに提出してください。なお、当行が必要と判断した場合は、当行所定の本人確認資料の提示等を求める場合があります。

11. 免責事項

- (1) 本サービスの利用に関し、不正アクセス、情報流出・情報漏えい等が生じた場合、そのためにお客さまに生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。ただし、当行に責めがある場合はこの限りではありません。
- (2) 端末の紛失盗難その他事故により、本アプリが不正使用され、口座の情報を第三者が閲覧した場合であっても、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- (3) 端末の障害、機種変更、端末初期化、電源オフおよび圏外時の利用、通信機械およびコンピュータ等の障害ならびに回線障害により、本サービスの提供が遅延もしくは不能となった場合、これらに関連してお客さまに損害が発生したとしても当行は一切の責任を負いません。

1 2. 本規定の変更

- (1) 当行は、本規定を、ほくよう I D の仕様の変更その他相当の事由があると認められる場合には、利用者の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な内容に変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページで公表し、公表の際に定める 2 週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

1 3. 合意管轄

本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

1 4. その他

- (1) 当行は、お客さまが本規定に同意することを条件として、本アプリをお客さまの端末でのみダウンロードして利用することのできる、非独占的かつ譲渡不能の使用権を無償で許諾するものとします。
- (2) 当行は、利用者が本規定に違反した場合に、いつでも利用者に許諾した本アプリの使用権を停止させ、または使用権を失効させることができるものとします。この場合、利用者は直ちに本アプリをアンインストールまたは削除するものとします。
- (3) 本アプリは、日本その他外国の輸出入規制の対象となるものであり、お客さまが本アプリをインストールした端末を日本から国外へ持ち出す際には、関連法令を遵守し、これに違反した行為により生じた問題につき、お客さま自身の責任と負担で解決するものとします。

以上